

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合(直接雇用)**

「特定技能（1号）」の在留期間更新許可申請に係る提出書類一覧

- ◆ 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（「提出確認欄」の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、本表の番号順に並べ、本表とともに提出してください。その際、申請の区分に応じて、提出を省略する書類がある場合は、本表の「提出確認欄」に、当該書類を添付した過去の申請の提出日（申請日）又は申請番号をお書きください。
- ◆ 同じ特定技能所属機関に所属する複数の申請人について同時申請する場合は、申請人ごとに本表を添付の上、以下のとおり提出してください。
 - ・本表の番号1 「申請人名簿」筆頭の申請人については、本表の番号1から19までの提出を要する全ての書類を番号順に並べてください。
 - ・本表の番号1 「申請人名簿」の2人目以降の申請人については、本表の番号2～9、14の書類を番号順に並べ、申請人ごとに1枚ずつクリップ等（ホッチキスを除く）で綴じた上で、名簿順に並べてください。
- ◆ 本表の注意書きの意味は以下のとおりです。なお、提出の要否については「留意事項」の欄も必ず確認してください。
 - (注1) 申請人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - (注2) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - (注3) 受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - (注4) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後、最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。
 - (注5) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。
 - (注6) 初めて受け入れる場合の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。
- ◆ 原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限ります。
- ◆ 書式の欄の「参考様式」は必ず使用しなければならないものではありませんが、同様の内容を記載した書類を提出する必要があるものです。
- ◆ 個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合には、本表に記載している資料以外についても提出を求めることがあります。
- ◆ 様式のセルをクリックすると、参考様式のデータが表示されます（インターネット接続環境が必要です）。
- ◆ 様式は法務省ホームページ上でも配布しています。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

申請の氏名

所属機関の氏名又は名称

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号	
1	特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表	法務省HPに掲載	○	申請前に本表にて提出書類をご確認ください。	有	無	有 無
	申請する特定技能外国人の名簿	法務省HPに掲載	△	同一の特定技能所属機関に所属する複数の特定技能外国人について同時に申請する場合に必要です。	有	無	
2	在留期間更新許可申請書	(省令様式) 別記第30号の2様式	○	・申請人の写真（縦4cm×横3cm）の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。	有	無	有 無
3	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式第1-4号	○		有	無	有 無
4	特定技能雇用契約書の写し	参考様式第1-5号	○	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有 無
5	雇用条件書の写し	参考様式第1-6号	○	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有 無
6	通算在留期間に係る誓約書	参考様式第1-24号	○	・「特定技能1号」の通算在留期間が4年を超えた後の申請において提出が必要	有	無	有 無
7	確定申告をしていない場合	直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	—	△ (注1) ・申請人のものが必要 ・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人が納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合には、これらに係る通知書の写しの提出が必要	有	無	有 無
	給与所得の源泉徴収票	—	△ (注1)	・申請人のものが必要 ・上記の住民税の課税証明書の内容に対応する年度のものの提出が必要	有	無	
7	確定申告をした場合	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書（その3）	—	△ (注1) ・申請人のものが必要 ・確定申告をした場合に、提出が必要 ・申請人が、換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けているときには、これらの適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について、税務署発行の未納額のみの納税証明書（その1）	有	無	有 無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合(直接雇用)**

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号	
8	国民健康保険被保険者証の写し	—	△ (注1)	・申請人のものが必要 ・申請人が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合には、これらに係る通知書の写しのいずれかの提出が必要	有	無	
	国民健康保険料（税）納付証明書	—	△ (注1)		有	無	
9	・国民年金保険料領収証書の写し（在留資格変更許可申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付Ⅱ）（被保険者記録照会回答票を含む。）	—	△ (注1)	・申請人のものが必要 ・いずれかを提出 ・国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	有	無	
10	特定技能所属機関概要書	参考様式第1-11号	△ (注2)		有	無	
11	住民票の写し	—	△ (注2)	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	有	無	
12	税目を申告所得税の納税証明書（その2）（直近2年分）	—	△ (注3)	・特定技能所属機関が個人事業主の場合に提出が必要 ・特定技能所属機関が、申請人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合で、過去1年内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には省略が可能。	有	無	
13	・領収証書の写し（直近1年分） ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（領収証書に対応する分） *労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近1年分）及び労働保険料等納入通知書の写し（領収書に対応する分）	—	△ (注2)	・申請時に特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れており、かつ、労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を証明する資料が必要	有	無	
14	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写し	—	△ (注4)	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・申請人のもの提出が必要	有	無	
15	国民健康保険被保険者証の写し	—	△ (注2)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（個人事業主）が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合には、これらに係る通知書の写しのいずれかの提出が必要	有	無	
	国民健康保険料（税）納付証明書	—	△ (注5)	・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無	
16	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付Ⅱ） *いずれかを提出 *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあつた日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	—	△ (注5)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無	
17	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書（その3）	—	△ (注2)	・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要 ・換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けている場合には、これらの適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について、税務署発行の未納額のみの納税証明書（その1）	有	無	
18	（地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書（前年度） *市町村発行の納税証明書	—	△ (注2)	・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要 ・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合には、これらに係る通知書の写し。	有	無	
19	該当する分野における協議会の構成員であることの証明書	—	△ (注4)	・特定技能所属機関のものが必要	有	無	